

# 赤い羽根共同募金



「支える人を支えよう！新型コロナ感染下の福祉活動応援」全国キャンペーン

## 助成要項（第2回）

社会福祉法人 石川県共同募金会

### 1 趣旨

新型コロナウイルスの影響を受け、人と人との距離を取り、接触する機会を減らすことが求められたことで、我々の多くが、日常的につながっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さにあらためて気づかされました。

しかしながら、コミュニケーションを取りづらい状況下、共同募金が進めてきた、社会的孤立や孤独に立ち向かう活動が力を発揮しにくい状況が生まれています。

つながることが難しい中にあっても、コロナ禍において様々な生活課題に対して取り組む活動を支援することは、withコロナの社会づくりに大きな共感が得られると考えます。

従来行ってきた「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」の内容を発展・拡大することで、全国協調でこの困難の局面を乗り越えていこうと標記のキャンペーンを実施します。

### 2 助成対象事業

コロナ禍において地域福祉・ボランティア活動にいろいろな制限が生じているなか、子どもとその家族をめぐる課題をはじめとした様々な生活課題に対し、つながることをあきらめず、解決に取り組む団体やグループの活動を対象に助成を行います。

#### [活動例]

- ・見守りを兼ねた子どもや家族、高齢者や障がい者への配食事業
- ・環境衛生に配慮した子ども食堂や高齢者へのサロン活動等の居場所づくり
- ・フードバンク、フードドライブなどの食材や食事を提供する事業
- ・経済的困窮に陥った人や不安を抱える人への相談支援・生活支援
- ・地域活動再開のための支援（情報収集・環境整備・研修等）
- ・オンライン等による新たな支援方法の試行 など

ただし、下記に該当する場合は助成対象外とします。

- ① 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業
- ② 国籍、宗教、政党、組合等、支援の対象が限定されており一般には開放されない、構成員の互助共済を主たる目的とする事業

- ③ 社会福祉を目的としていても、宗教、政治、組合等の運動の手段として行われる事業
- ④ 名称の如何に関わらず、営利を目的に行っているとみなされる事業
- ⑤ 助成による効果が期待できない事業及び助成金以外の収入をもって実施することが適当と認められる事業
- ⑥ 経営上余裕がある団体・グループ

### 3 助成対象経費

上記2の対象事業を実施するための事業費及び備品・器材購入費

※人件費、団体の通常活動に係る経費、公的資金が充てられる費用は対象外です。

※拠点整備における設備購入や備品の購入が主な費用となっているものも対象外です。

### 4 助成対象団体

県内の住民組織・ボランティアグループやNPO団体、福祉団体等の非営利団体（社会福祉協議会も含む）

※法人格の有無は問いません。営利企業・団体は対象外とします。

### 5 事業実施期間

令和2年度または令和3年度中に実施する事業で、次のいずれかの条件を満たすもの

- ・助成申請以前から取り組み、助成決定後も継続するもの。
- ・助成決定後に着手し、継続するもの。

### 6 助成額

10万円以上50万円以内（千円未満切り捨て）

※助成の申請状況や審査の結果により、必ずしもご希望額通りとならないことを予めご了承ください。

### 7 助成総額（予定額）

約450万円（本助成事業の助成総額）

### 8 助成申請

助成を希望する場合は、下記の様式により、本会が定めた期日までに関係書類を添付し送付してください。必須とあるものは必ず提出ください。

《提出書類》

- ① 助成申請書（必須）
- ② 定款や会則、あるいは会の目的や活動内容がわかる書類（パンフレット等）（必須）
- ③ 役員名簿あるいは会員名簿
- ④ 令和元年度の事業報告・決算書等

- ⑤ 令和2年度の事業計画・予算書等
  - ⑥ 備品・器材購入の場合は、製品のカタログ及び業者の見積書の写し (必須)
  - ⑦ その他、対象事業に関する参考資料等
- ※申請書類等に不備がないよう十分ご留意ください。

## 9 申請書提出期日

令和3年2月18日（木）必着にて、石川県共同募金会宛てに提出してください。

## 10 事業実施にあたってのスケジュール

2月18日（木）	助成申請受付締切
2月25日（木）ごろ	助成団体・グループの決定、決定通知の送付
3月1日（月）以降	団体・グループによる助成対象事業の実施
3月中旬	助成金の送金（事業終了前）
事業終了後	活動完了報告書の提出

## 11 問い合わせ・申請書類送付先

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号 県社会福祉会館2階

E-mail: a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp / TEL:076-208-5757

